

山梨県浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため市町村が行う浄化槽設置整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、かつ、放流水のBOD日間平均値20 mg/lの機能を有するものをいう。
- (2) 変則浄化槽 既設のし尿のみを処理する既存単独処理浄化槽からの排水と雑排水（工場排水、雨水その他特殊な排水を除く）を併せて処理する装置を組み合わせたものをいい、(1)の浄化槽と同等の機能を有するものをいう（高度処理型のものに限る）。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、市町村が別表1に掲げる地域において、処理対象人員50人槽以下の浄化槽の設置者に対し助成する事業で、地方創生汚水処理施設整備推進交付金及び循環型社会形成推進交付金のうちいずれかが対象となったものを交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 選定額は、別表2の第①欄に掲げる区分ごとに、第②欄に定める基準額と第③欄に定める対象経費の実支出額を人槽区分ごとに比較して少ない方とする。
- (2) (1)により選定した額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して、少ない方の額に1/3の補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、別に指定する期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 規則第5条の規定による交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第6条に規定する必要な条件は次のとおりとする。

- (1) 事業費の変更又は補助事業の内容変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。ただし、事業の目的達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、額の増額を伴わない場合はこの限りでない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合にはすみやかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした関係書類を整備し、これを事業完了年度から起算して5年間保管しておかななければならない。
- (5) 補助事業が当該年度に完了しているものでなければならない。

(変更の申請)

第8条 第7条第1号又は同条第3号の規定により、知事の承認を得ようとするときは、事業変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を1月末日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 この補助事業の実績報告は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認通知を受理した日から1カ月以内、又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 規則第13条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書（第5号様式）により行うものとする。

(補助金の支払い)

第11条 この補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いをすることができるものとする。
2 概算払いを受けようとする市町村は、概算払請求書（第6号様式）及び請求額内訳書（第7号様式）を知事に提出するものとする。

(進捗状況の報告)

第12条 市町村は、この補助事業の進捗状況について、9月、2月のそれぞれ末日までに別に定めるところにより知事に報告しなければならない。

(法定検査受検申込書等の添付)

第13条 市町村は、第9条の規定による実績報告書を提出する際に、補助を受けた浄化槽についての法定検査受検申込書(写)及び浄化槽法第7条第1項の水質に関する検査(以下「第7条検査」という。)の費用を納付したことを証する書面(写)を添付しなければならない。ただし、第7条検査の費用を市町村が負担するときは、第7条検査の費用を納付したことを証する書面(写)の添付は要しない。

附則

この要綱は、平成元年10月1日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

この要綱は、平成6年4月1日から一部改正する。

この要綱は、平成9年8月1日から一部改正する。

この要綱は、平成10年4月1日から一部改正する。

この要綱は、平成14年3月13日から一部改正する。

この要綱は、平成16年4月1日から一部改正する。

この要綱は、平成17年8月9日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

この要綱は、平成18年8月11日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

この要綱は、平成19年8月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

この要綱は、平成23年8月9日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

この要綱は、平成24年4月1日から一部改正する。

この要綱は、平成28年4月1日から一部改正する。

この要綱は、平成28年8月26日から施行し、平成28年4月20日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から一部改正する。

この要綱は、令和5年4月1日から一部改正する。

別 表 1

補助対象地域

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は同法第25条の11第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域であって、次の①から⑤までのいずれかに該当する地域であること。

- ① 水道水源の流域
- ② 水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域
- ③ 水質汚濁の著しい都市内中小河川の流域
- ④ 自然公園法第2条第1項に規定する自然公園等優れた自然環境を有する地域
- ⑤ その他人口増加が著しい等上記の地域と同等以上に雑排水対策を促進する必要があると認められる地域

別 表 2

区分、基準額及び対象経費

①区分	② 基 準 額		③対象経費
浄化槽			
変則浄化槽	(1) 5人槽 332千円×基数 (2) 6～7人槽 414千円×基数 (3) 8～10人槽 548千円×基数 (4) 11～20人槽 939千円×基数 (5) 21～30人槽 1,472千円×基数 (6) 31～50人槽 2,037千円×基数	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。 390千円×基数 474千円×基数 660千円×基数 1,002千円×基数 1,545千円×基数 2,129千円×基数	市町村が、実施要綱に基づいて、浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費

<p>単独処理浄化槽若しくはくみ取り槽の撤去又は単独処理浄化槽の雨水貯留槽への再利用</p>	<p>(1) 浄化槽の設置に伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去に要する費用 12万円</p> <p>(2) 浄化槽の設置に伴い必要となるくみ取り槽の撤去に要する費用 9万円</p> <p>(3) 浄化槽の設置に伴い使用を廃止する単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用に要する費用 9万円</p>	<p>市町村が、実施要綱に基づいて、浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費</p>
<p>宅内配管工事</p>	<p>単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換による浄化槽の設置に伴い必要となる宅内配管工事に要する費用 30万円</p>	<p>市町村が、実施要綱に基づいて、浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費</p>

第1号様式

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

印

令和 年度浄化槽設置整備事業県費補助金交付申請書

標記の補助金について、次のとおり交付して下さるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 申請額 金 _____ 円
- 2 事業計画書 別紙 (1)
- 3 県費補助金所要額調書 別紙 (2)
- 4 所要額内訳書 別紙 (3)
- 5 交付金内示又は決定通知の写し
- 6 添付書類
 - (1) 生活排水処理基本計画書
 - (2) 歳入歳出予算書 (見込書) 抄本
 - (3) 市町村の補助制度 (交付要綱等)
 - (4) その他参考になる関係書類

別紙 (1)

事業計画書

1 事業対象地域

事業対象地域を明らかにする図面（2万5千分の1程度の地形図）を添付する。

2 事業計画の状況

(1) 整備しようとする浄化槽の人槽別基数等

人槽別	年度全体計画		左のうち補助対象				
	基数(基)	処理人口 (人)	基数(基)				処理人口 (人)
			うち単独処理 浄化槽撤去費 の補助対象	うちくみ取り 槽撤去費の補 助対象	うち単独処理浄化槽 の雨水貯留槽等再利 用費の補助対象	うち宅内配 管工事費の 補助対象	
5人槽							
6～7 人槽							
8～10 人槽							
11～20 人槽							
21～30 人槽							
31～50 人槽							
合計							

(2) 整備しようとする変則浄化槽の人槽別基数等

人槽別	年度全体計画		左のうち補助対象		
	基数(基)	処理人口 (人)	基数(基)		処理人口 (人)
うち宅内配 管工事費の 補助対象					
5人槽					
6～7 人槽					
8～10 人槽					
11～20 人槽					
21～30 人槽					
31～50 人槽					
合計					

別紙 (3)

所要額内訳書

(1) 浄化槽

人槽 区分	助成基数				基準額(A)	対象経費支出予定額(B)	選定額
	うち単独処理浄化槽撤去費の助成基数	うちくみ取り槽撤去費の助成基数	うち単独処理浄化槽の雨水貯留槽等再利用費の助成基数	うち宅内配管工事費助成基数			
5人槽					円	円	円
6～7人槽							
8～10人槽							
11～20人槽							
21～30人槽							
31～50人槽							
合計							

(2) 変則浄化槽

人槽 区分	助成基数		基準額(A)	対象経費支出予定額(B)	選定額
	うち宅内配 管工事費助 成基数				
5人槽			円	円	円
6～7 人槽					
8～10 人槽					
11～20 人槽					
21～30 人槽					
31～50 人槽					
合計					

(記載上の注意)

- 1 「基準額」欄は、別表2の基準額によって算定された額を記載すること。
- 2 「対象経費支出予定額」欄は、市町村が助成した額を人槽区分ごとに記載すること。
- 3 (1) 及び (2) の「選定額」欄は、(A) 欄と (B) 欄を人槽区分ごとに比較していずれか少ない方の額を記載すること。

市町村長 殿

山梨県知事

印

令和 年度浄化槽設置整備事業県費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け、第 号で申請のあった標記補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金交付対象事業 申請書記載のとおり
- 2 補助金交付対象額 金 _____ 円
- 3 補助金の額 金 _____ 円
- 4 補助金の交付条件
 - (1) 事業費の変更又は補助事業の内容変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。ただし、事業の目的達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、額の増額を伴わない場合はこの限りでない。
 - (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合にはすみやかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (3) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (4) 補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした関係書類を整備し、これを事業完了年度から起算して5年間保管しておかなければならない。
 - (5) 補助事業が令和 年3月31日までに完了しているものでなければならない。
- 5 補助金の交付条件等に違反した場合の措置
 - (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金を他の用途に使用したとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 6 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
- 7 補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認通知を受理した日から1か月以内、又は令和 年4月10日のいずれか早い期日までに、次の書類を添付した実績報告書を知事に提出しなければならない。
- ア 補助を受けた浄化槽についての法定検査受検申込書(写)
- イ 補助を受けた浄化槽についての浄化槽法第7条第1項の水質に関する検査の費用を納付したことを証する書面(写)(当該費用を市町村が負担するときを除く。)

第3号様式

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

印

令和 年度浄化槽設置整備事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付けで補助金交付決定のあった浄化槽設置整備事業県費補助事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認を受けたく関係書類を添えて申請します。

- 1 変更、中止又は廃止の事項
- 2 変更、中止又は廃止の内容
- 3 変更、中止又は廃止の理由

第4号様式

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

印

令和 年度浄化槽設置整備事業県費補助金事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 一 号で交付決定された標記事業が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 精算額 金 _____ 円
- 2 事業実績報告書 別紙（1）
- 3 補助金精算調書 別紙（2）
- 4 精算額内訳書 別紙（3）
- 5 補助対象浄化槽設置者一覧表 別紙（4）
- 6 法定検査申込書（写）
- 7 浄化槽法第7条第1項の水質に関する検査の費用を納付したことを証する書面（写）
- 8 添付書類
 - (1) 歳入歳出決算書（見込書）抄本
 - (2) 市町村の補助制度（交付要綱等）
※申請時と変更のない場合は省略できるものとする。
 - (3) その他参考となる書類

事業実績報告書

1 事業対象地域

事業対象地域を明らかにする図面（2万5千分の1程度の地形図）を添付する。申請時と変更のない場合は省略できるものとする。

2 事業実施の状況

(1) 整備した浄化槽の人槽別基数等

人槽別	年度全体計画 実施状況		左のうち補助対象				
	基数(基)	処理人口 (人)	基数(基)				処理人口 (人)
			うち単独処理 浄化槽撤去費 の補助対象	うちくみ取り 槽撤去費の補 助対象	うち単独処理浄化槽 の雨水貯留槽等再利 用費の補助対象	うち宅内配 管工事費の 補助対象	
5人槽							
6～7 人槽							
8～10 人槽							
11～20 人槽							
21～30 人槽							
31～50 人槽							
合計							

(2) 整備した変則浄化槽の人槽別基数等

人槽別	年度全体計画 実施状況		左のうち補助対象		
	基数(基)	処理人口 (人)	基数(基)		処理人口 (人)
			うち宅内配 管工事費の 補助対象		
5人槽					
6～7 人槽					
8～10 人槽					
11～20 人槽					
21～30 人槽					
31～50 人槽					
合計					

別紙 (3)

精 算 額 内 訳 書

(1) 浄化槽

人槽 区分	助成基数				基準額(A)	対象経費支出予定額(B)	選定額
	うち単独処 理浄化槽撤 去費の助成 基数	うちくみ 取り槽撤 去費の助 成基数	うち単独処理浄 化槽の雨水貯留 槽等再利用費の 助成基数	うち宅内配 管工事費助 成基数			
5人槽					円	円	円
6～7 人槽							
8～10 人槽							
11～20 人槽							
21～30 人槽							
31～50 人槽							
合計							

(2) 変則浄化槽

人槽 区分	助成基数		基準額(A)	対象経費支出予定額(B)	選定額
	うち宅内配 管工事費助 成基数				
5人槽			円	円	円
6～7 人槽					
8～10 人槽					
11～20 人槽					
21～30 人槽					
31～50 人槽					
合計					

(記載上の注意)

- 1 「基準額」欄は、別表2の基準額及び対象経費によって算定された額を記載すること。
- 2 「対象経費実支出額」欄は、市町村が助成した額を人槽区分ごとに記載すること。
- 3 (1) 及び (2) の「選定額」欄は、(A) 欄と (B) 欄を人槽区分ごとに比較していずれか少ない方の額を記載すること。

第5号様式

第 号
令和 年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事

印

令和 年度浄化槽設置整備事業県費補助金の額の確定について（通知）

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した標記補助金については、山梨県補助金等交付規則第13条及びに山梨県浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり額を確定しました。

- | | | | |
|---|-----------|----------|----------|
| 1 | 補助金の交付決定額 | <u>金</u> | <u>円</u> |
| 2 | 補助金の確定額 | <u>金</u> | <u>円</u> |

第6号様式

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

印

概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和 年度山梨県浄化槽設置整備事業補助金については、次のとおり概算払いの請求をいたします。

記

1 概算払請求額 円

2 内訳

補助金交付 決定額①	既概算交付 額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算請 求額 ④	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

(1) 現 金 指定金融機関名 _____

(2) 口座振替 振替先銀行名 _____ 預金種別 (当座・普通)

口座名 _____ No _____

法定検査受検申込書

浄化槽法第7条及び第11条に規定する「水質に関する検査(法定検査^{*1})」を申し込みます。

施設名(個人宅の場合は世帯主等のお名前) :	_____
所在地(裏面に案内図も記載してください) :	_____
浄化槽の人槽 : _____ 人槽 _____	
浄化槽使用開始(予定) : _____ 年 _____ 月 _____ 日	
浄化槽設置補助金(市町村補助)の有無 : 有 ・ 無	

(指定検査機関^{*2})

一般社団法人 山梨県浄化槽協会長 殿

年 月 日

申込者 住 所

氏 名

印

TEL

(日中に連絡が取れる番号を記載してください。)

浄化槽設置等に係る業者※

名 称 (又は氏名)

住 所

連絡先

※ 申込者に連絡がとれない場合など、第7条検査の実施に際して、浄化槽協会から問合せを行う場合がありますので、必ず記載してください。

*1 浄化槽をお使いの方は、浄化槽の使用を開始した3~8か月の間に1回目の法定検査(浄化槽法第7条)を、その後は毎年1回の法定検査(浄化槽法第11条)を、指定検査機関に依頼して受けることが、浄化槽法で義務付けられています。

*2 一般社団法人山梨県浄化槽協会(住所:甲府市西下条町965)は、浄化槽法に基づき、山梨県から唯一指定された指定検査機関です。

* 法定検査手数料は、県の承認を受けて決められています。

* 法定検査の結果は、浄化槽法に基づき、指定検査機関から関係行政機関に報告されます。

[法定検査についてご不明な点は、山梨県浄化槽協会(電話055-288-1132)又は山梨県大気水質保全課(電話055-223-1511)にお問い合わせください。]

確認欄	市町村 (受理確認)	<input type="checkbox"/> 記載事項チェック	林務環境事務所 (経由確認)	浄化槽協会	受付日
		<input type="checkbox"/> 補助金チェック			